

『小右記』『権記』逸文

河渡 内辺 祥直 輔彦

かねてより、編年史料第一部では、地方での採訪もさることながら、身近にある都内の図書館や文庫等に出張して、記録類を調査し、カードを補充する必要があると話し合っていたが、たまたま、内閣文庫に架蔵する『押小路文書』（和八〇七・古一／二八四、九八冊）の中に『大日本史料』第二編関係の史料があることを知ったので、この機会に、ひとまず同文庫に出張して、二編関係の史料を調査することにした。その結果、二編の既刊・未刊の部分にわたり、相当量のカードを補充することができた。

この『押小路文書』は、同文庫に架蔵する『記録類目録』京都府華族従五位下 押小路師成殿納本完』和七五二八八・二二九／一五五、一冊）によれば、同目録（一／二四二号）のうちの一／二二二号までの文書・記録類を、九八冊本として仕立て直したもので、一／二三号以下は同文書と切り離された形になっている。

なお、閣本の目録とは別に、本所に『押小路家本目録』（四一〇〇／一、一冊）がある。この目録は(イ)京都府華族押小路師成殿本目録明細調、(ロ)押小路師成借本目録、(ハ)押小路献本巻目録 完、(ニ)押小路師成本目録、の四部よりなる。(イ)は閣本目録一／三五号までの文書・記録類について、一点ごとに目録をとったもので、『押小路文書』の第一集から第十六集に収めてある。(ロ)は閣本目録の一／三三／二三〇号までの目録で、『押小路文書』九八冊外に別置されている。(ハ)は「巻物之部」（計二二巻 八枚）と「冊子之部」（計一七八冊）に分けられ、閣本目録の三六／一／二二号までの目録で、『押小路文書』の第十七集から第九十八集に相当する。(ニ)の目録は第一函・第二函からなり、閣本目録の一／三三／二四二号までの目録で、(ロ)と重複する部分もある。また、一／一三三号以下は『押

小路文書』九八冊外であることは、先に述べた通りである。

周知の如く、中原（押小路）家は清原（舟橋）家とともに、累代大外記に任ぜられて局務に関与し、撰閲・上卿などの諮問に応じて、政務や儀式について前例を勘申する家筋である。従って、この『押小路文書』もそうした勘例が多く、以下に紹介しようとする『小右記』や『権記』の逸文も、その一端である。

一 『小右記』の逸文

『押小路文書』第五十二集（閣本目録五五号）久安 白馬節会諸文書次第記 已来録絵図等）所収の「白馬奏」に六例(1)・(2)・(3)・(4)・(5)、このうち(3)

(4) (ロ)は重出、「白馬奏次第」に一例(3) (ハ)、これも(3) (イ)と重出、それぞれ『小右記』の逸文がある（□符号は改行を示す）。

(1) 馬允入日華門并宣仁門等事

(正月七日) 寛弘元野記云、左右允挿奏」於書杖參来、入自日華門、」或云、入

自敷政門・宣仁門者、

(2) 続水真長保六正七云、内大臣左大将、予取奏、先取奏加署、二枚、一枚案也、左大将不

加署於案返給、自云、失也。

○(1) (2)とも、既刊の『大日本史料』第二編之五、寛弘元年正月七日の条の「補遺」として収める予定である。

(3) (イ)大内時大臣尚立軒廊例

(正月七日) 治安二年野記云、親族拜、了復座、次内府左、余退下、共立軒廊、

内府」西、余東、須余西立、而内府先下」西立、仍立東、又余退下後、内府可」退下、持来奏、予署、左奏同」署、但頭・助不署、仍御監署後、頭・助署左由仰之、頭・助先署事、余」所定也、内府取

奏參上、相統」余執奏參上、内府付内侍復座、」内府過余前余留立東
應退之問
良方、「進」行付内侍復座、

(頭書)
大臣二人時
立軒廊敷」

(ロ)依位次或依左立軒廊事付起座事

(正月七日)治安二野記、親族拜、了復座、」次内府左將軍、余退下、共立軒廊、内府西立、余東立、須余西立、而内府先下西立、仍立東、又余退下後、内府可退下、持來白馬奏、」予署、左奏同署、但頭・助不署、」仍御監署後、頭・助署左由仰、頭・助」先署事、余所定也、内府奏參上、」内府付内侍復座、内府余前」余留立東應退之問
良方、進行付内侍復座、

(ハ)左大将雖下臈立西例

治安二年正月七日小記云、」内府左將軍、退下、余退」下、共立軒廊、内府西立、余東立、須余西立、」而内府先下西立、仍立東、又余退下之後、」内府可退下、持來白馬奏、」即署、左奏同署、但頭・助不」署、仍御監署後、頭・助署由」仰、頭・助署事、余所定」也、内府取奏參上、相統余」執參上、内府付内侍復座、

○(イ)(ロ)(ハ)には、それぞれ若干の増減や異動があるので、三者を列記しておいた。この逸文は、既刊の『大日本史料』第二編之十八、治安二年正月七日の条に掲載してある九条家本『小記目録』(一年中行事一 正月上 節会事 七日節会事)に、「治安二年正月七日、節会事、(中略)馬寮奏頭同日、不参馬頭可令進過状事、」とある記事と符合・関連し、当日条の「補遺」として収める予定である。なお、(ハ)の逸文を引く「白馬奏次第」には、標紙外題の下に「左大臣殿御筆」、首部に「三条入道左大臣殿御筆也」との識語がある。建久七年四月に出家し、嘉禄元年八月に薨じた実房(静空)である。

(4)傍府奏無署時事 付用白紙

(正月七日)万寿二一統水真云、予立軒廊取奏、加朝臣二字」返給、次進左奏、

披見無御監署、返給令問事由、」助章任云、不知案内、只令供奉者、仍召取左奏、」加右奏、参上付内侍、

○同文書第五十二集に、「万寿二年正月七日、左大」將不参、右大将実實、兼一奏之、左奏無御監署、」先尋子細於助、取奏、彼進奏之、
年如此、進奏之、
年記、可見彼とある。本記の取要文を参考までに掲げておく。(小記)

(5)大内時大臣尚立軒廊例

(正月七日)長元三年、余并左將軍退下、」於軒廊署奏、左將軍取奏」参上、余同参上、暫立宰相座」良、左將軍付奏内侍婦、余」進於母屋東一間相過、付奏于」内侍復座、以宰相可取版位」・標等之由令仰之、

二 『権記』の逸文

『押小路文書』第九十集(關本目錄百八号 諸雜例)と第九十六集(同上)に収める「未著陣人上卿参行之例」に、『権記』の逸文がそれぞれ一例ある。但、同文である。

(1)任大臣之次宣下之事、昇進之上卿雖未著陣、」就便宜奉行、不可有其妨事、(行)

長徳二年閏七月廿日行成卿記云、節会後右大臣」申慶、了召余令奏可被聽新任饗事、則」奏聞、仰云、依請、則申大臣、々々称唯退出給、」次至左仗、仰新大納言時中卿畢、

○この逸文は、既刊の『大日本史料』第二編之二、長徳二年七月二十日の第一条の「補遺」として収める予定である。本条に掲載する「園太曆」貞和三年九月十六日の条には、本記の取要文を引いてはいるが、典拠が明記されていない。なお、第九十六集に収める逸文には、その末尾に、此一紙菊亭大納言公親卿、殿依御尋、令注」進之刻持参申也、課師庸令書之了、

延宝二年正月廿日
との識語がある。